

岐阜県公報

号外 (三) 平成二十四年 四月 一日

目次

人事委員会規則

岐阜県人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則	(人事委員会)	一
職員任用に関する規則の一部を改正する規則	(同)	二
岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	三
岐阜県職員等旅費条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	五
岐阜県職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	五
管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	(同)	五
岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則	(同)	七
岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則	(同)	八
岐阜県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	八
岐阜県職員の留学費用の償還に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	九
岐阜県職員の自己啓発等休業に関する条例施行規則	(同)	九

人事委員会規則

岐阜県人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年四月一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第一号

岐阜県人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県人事委員会事務局の組織に関する規則（昭和二十七年岐阜県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

（係の設置及び分掌事務）

第三条 職員課に次の三係を置く。

管理調整審査係

任用係

給与係

2 係の分掌事務は、事務局長が定める。

第四条第一項中「課長補佐」の下に、「係長」を加え、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 係長は、上司の命を受け、その係の分掌事務を総括的に掌理する。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年四月一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第一号

職員に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則(昭和三十一年岐阜県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

別表行政職の表知事の項本庁部長の欄中「国体報道監」を削り、同項本庁次長の欄中

「土木技監」を「土木技監」に、「中濃振興局中濃事務所長」を「振興局の事務所長」

に、「農林事務所長(岐阜、西濃及び揖斐農林事務所長に限る。)」を「農林事務所長

(岐阜及び西濃農林事務所長に限る。)」に改め、同項本庁課長の欄中「本庁課長」を

「本庁課長

原子力防災室長」

に、「移住・定住対策監」を「消費生活対策監」に改め、「県立病院・

看護大学法人企画監」を削り、「間伐材流通対策監」を「森林経営対策監」に、「技術管

理監」を

「技術管理監

に、「県営水道企画監」を「県営水道経営企画監」に、

「学校連携企画監」を

「学校連携企画監

に改め、「大会運営企画監」を削り、「振興局

課長(東濃振興局産業労働課長及び振興局の事務所の課長(振興課長を除く。))を除く。」

を「振興局課長(東濃振興局産業労働課長及び振興局の事務所の課長(振興課長を除く。))

を除く。))を「振興局課長(振興局の事務所の課長(振興課長を除く。))を除く。」に

改め、「保健所副所長」を削り、「東部広域水道事務所河合浄水場長」を「東部広域水道

事務所場長」に改め、同項課長補佐の欄中「技術課長補佐」を

「技術課長補佐

に改め、「参事」を

「参事

博物館副館長」

に改め、「国際情報科学芸術アカデミー事務局長」を削り、

同項本庁課長の欄中「博物館副館長」及び「国際情報科学芸術アカデミー課長」を削り、

同項課長補佐の欄中「県立学校事務長補佐」を

「県立学校事務長補佐

に改め、同項主

査の欄中「係長」を削り、同代表監査委員の項本庁部長の欄中「局長」を削り、同項

本庁次長の欄を次のように改める。

局長

別表行政職の代表監査委員の項課長補佐の欄中「技術課長補佐」を

「技術課長補佐

に改め、同表議会議長の項課長補佐の欄中「課長補佐」を

「課長補佐

に改め、同表選

挙管理委員会の項主査の欄中「係長」を削り、同表人事委員会の項本庁部長の欄中「局

長」を削り、同項本庁次長の欄を次のように改める。

局長

別表行政職の表人事委員会の項課長補佐の欄中「課長補佐」を

「課長補佐

に改め、

同表警察本部長の項本庁課長の欄中「本部課長」を

「本部課長

に改め、「監査室長」

及び「主席師範」を削り、「警察車両整備センター所長」を

「警察車両整備センター所

長

に改め、同項課長補佐の欄中「本部隊長補佐」を

「本部隊長補佐

に改める。

別表公安職の表警察本部長の項本部課長の欄中「警察航空指導官」を「監察指導官」

に改める。

別表医療職(1)の表知事の項主任医長の欄中「希望が丘学園発達障害者支援センター長」

「希望が丘学園発達障害者支援センター長

を

「希望が丘学園発達障害者支援センター長

児童発達支援センター長

に改め、同項医長の欄中「技術課長補佐」

を「技術課長補佐係長」に改める。

別表医療職(二)の表知事の項副部長の欄中「技術課長補佐」を「技術課長補佐」に改める。

別表教育委員会の項副部長の欄中「技術課長補佐」を「技術課長補佐」に改める。

別表医療職(三)の表知事の項上席看護師長の欄中「保健所の事務所課長」を「保健所の衛生専門事務所課長」に改める。

学校副校長」に、「技術課長補佐」を「技術課長補佐」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県職員(給与、勤務時間その他の勤務条件)に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年四月一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第三号

岐阜県職員(給与、勤務時間その他の勤務条件)に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員(給与、勤務時間その他の勤務条件)に関する条例施行規則(昭和三十二年岐阜県人事委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第五条ただし書中「又は派遣」を「自己啓発等休業(地方公務員法第二十六条の五第一項の規定による自己啓発等休業をいう。以下同じ。)(又は派遣)」に改める。

第十二条の二中「森林文化アカデミー又は国際情報科学芸術アカデミー」を「又は森林文化アカデミー」に改める。

第二十一条中「育児休業を始め」を「育児休業」に、「大学院修学休業を」を「大学院修学休業若しくは自己啓発等休業を」に改め、「育児休業、大学院修学休業」の下に「自己啓発等休業」を加える。

第二十二條第二項中「大学院修学休業」の下に「自己啓発等休業」を加える。
第二十九條の十の二第一項第三号及び第二十九條の十の四第二項中「若しくは大学院修学休業」を「大学院修学休業若しくは自己啓発等休業」に改める。

第三十八條の十二第一項中「保健環境研究所」の下に「工業技術研究所」を加え、「機械材料研究所」を削る。

第三十八條の十八第四項中「保健所」の下に「工業技術研究所」を加え、「機械材料研究所」を削る。

第四十四條の五第一項及び第二項中「第二十條の五第二項」を「第二十條の五第一項」に改める。

第四十七條第六項に次の一号を加える。
九 自己啓発等休業をしている職員

第四十九條第一号中「及び第八号」を「第八号及び第九号」に改める。
第五十三條第二項第二号中「又は第八号」を「から第九号まで」に改める。

第五十五條第二号中「及び第八号」を「第八号及び第九号」に改める。
第五十七條の三第二項第一号中「第八号」を「第九号」に改める。

第六十九條の五第一号中「第六條の二第二項」を「第六條の二第四項に規定する放課後等デイサービスを行う事業又は同法第六條の三第二項」に、「放課後児童健全育成事業により育成される」を「放課後等デイサービスを行う事業等を利用する」に、「出迎えるため」を「出迎えるため赴き、又は見送るため」に改め、同条第二号中「前号」を「前各号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第一号の次に次の三号を加える。

二 児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)第十九條第三号に規定する事業における相互援助活動を行う場所にその子(当該相互援助活動を行う事業を利用するものに限る。)を出迎えるため赴き、又は見送るため赴く職員

三 障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第七十七條第一項に規定する地域生活支援事業のうち日中一時支援事業を行う施設にその子(当該日中一時支援事業を利用するものに限る。)を出迎えるため赴き、又は見送るため赴く職員

四 文部科学省の補助事業である学校、家庭及び地域の連携による教育支援活動促進事業として実施する放課後等における学習その他の活動を行う場所にその子(当該活動を利用するものに限る。)を出迎えるため赴き、又は見送るため赴く職員

第七十五條第二十三号を次のように改める。

二十三 配偶者、父母、配偶者の父母若しくは子(配偶者の子を含む。以下この号において同じ。)の看護(負傷し、又は疾病にかかったそれらの者の世話をを行うこと

をいう。以下この号において同じ。)の看護(負傷し、又は疾病にかかったそれらの者の世話をを行うこと

をいう。以下この号において同じ。)の看護(負傷し、又は疾病にかかったそれらの者の世話をを行うこと

をいう。以下この号において同じ。(又は養育する中学校就学の始期に達するまでの子の介助(疾病の予防を図るために必要なものとして人事委員会が定めるその子の世話を行うこと)をいう。以下この号において同じ。)を行う職員が、当該看護又は介助を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合、一の年において五日(中学校就学の始期に達するまでの子を二人以上養育する場合にあつては、十日(うち五日は、当該子の看護又は介助を行うため使用する場合に限る。))の範囲内の期間

別表第一小学校及び中学校の項及び特別支援学校の項調整数の欄中「一」を「〇・五」に改める。

別表第一の三知事の部本庁の項中「移住・定住対策監」を「消費生活対策監」に改め、
 〃県立病院・看護大学法人企画監」を削り、「間伐材流通対策監」を「森林経営対策監」に改め、「技術管理監」の下に「リニア推進対策監」を加え、「県営水道企画監」を「県営水道経営企画監」に改め、「検査監」の下に「地域対策監」を加え、
 〃大会運営企画監」を削り、
 〃同部振興局の項中「東濃振興局産業労働課長及び」を削り、
 〃同部東京事務所の項を削り、
 〃同部岐阜県行政組織規則第五十四条に規定する試験研究機関の項を次のように改める。

東京事務所	所長	二種
	課長、企業誘致監	四種

別表第一の三知事の部旅券センターの項を削り、
 〃同部保健所の項の次に次のように加える。

岐阜県行政組織規則第五十四条に規定する試験研究機関	当該機関の長、主任部長研究員、管理監	四種
	課長(保健環境研究所、農業技術センター及び畜産研究所の総務課長並びに工業技術研究所の企画調整課長に限る。)	六種
	部長研究員、主幹	七種

別表第一の三知事の部看護専門学校

副校長

六種

を

副校長

六種

主幹

七種

に改める。

別表第一の三知事の部情報科学芸術大学院大学の項を削り、
 〃同部木工芸術スクールの項の次に次のように加える。

情報科学芸術大学院大学	事務局長、研究科長、図書館長、センター長	二種
	管理監	四種
旅券センター	課長	六種
	所長	二種

別表第一の三知事の部東部広域水道事務所の項中「川合浄水場長」を「場長」に改め、
 〃同表教育委員会の部事務局の項中「室長、総括管理監」を「総括管理監」に改め、
 〃同部国際情報科学芸術アカデミーの項を削り、
 〃同表公安委員会の部警察本部の項中「課長」の下に「監査室長」を加え、
 〃「監査室長」を「警察車両整備センター所長、健康管理対策室長」に改め、
 〃「総括情報管理官」の下に「鑑識管理監」を加える。

別表第五の四中

湯屋四六

湯屋小学校

を削る。

別記第二号様式④の二裏面中

1箇月の運営相当額(所得税法施行令第20条の2二、ホ又は第4号の額)

第2号ハ

(責任監理)

円

円

改正

円

年 月 日改正

円

を記す。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県職員等旅費条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年四月一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第四号

岐阜県職員等旅費条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員等旅費条例施行規則（昭和三十三年岐阜県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一号を次のように改める。

一 旅行者が次のイからニまでのいずれかに該当する行程を含む旅行をしたため、正規の鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃を支給することが適当でない場合には、当該行程に係る正規の鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃の全額を支給しないものとする。

イ 公用の自動車等を運転する行程

ロ 他の旅行者が運転する自動車等に同乗する行程

ハ 乗車券の交付を受ける等により交通機関を無料で利用する行程

ニ イからハまでのほか、移動に要する経費を旅行者が負担しない行程

第十八条第二号中「公用の自動車等を運転し、公用の自動車等に同乗し、又は乗車券等の交付を受ける等により交通機関を無料で利用して、旅行をした」を「目的地で宿泊した場合、目的地と宿泊施設との間の全ての行程が前号イからニまでのいずれかに該当する場合又は第五号に該当する」に改め、同条第四号中「職員」を「旅行者」に、「宿泊する」を「宿泊した」に改め、同条第十二号を削り、同条第十一号を同条第十二号とし、同条第十号を同条第十一号とし、同条第九号中「下回る夜数」を「宿泊に要する夜数を超える夜数」に、「旅行諸費定額」を「旅行諸費」に、「宿泊料定額」を「宿泊料」に改め、同号を同条第十号とし、同条第八号を同条第九号とし、同条第七号を同条第八号とし、同条第六号中「当該宿泊料定額を下回る」を「当該経費を超える」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号の次に次の一号を加える。

六 旅行者が宿泊施設、食堂施設等を無料で利用したため、正規の宿泊料又は食卓料を支給することが適当でない場合には、当該宿泊料又は食卓料の全額を支給しないものとする。ただし、当該宿泊施設、食堂施設等において夕食及び朝食とも提供さ

れない場合には、宿泊料定額の十分の三（夕食のみ提供されない場合は十分の二、朝食のみ提供されない場合は十分の一）に相当する額の宿泊料を支給するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年四月一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第五号

岐阜県職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員退職手当条例施行規則（昭和三十八年岐阜県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条の五第一号中「又は」を「若しくは」に改め、「準ずる事由」の下に「又は地方公務員法第二十六条の五第一項に規定する自己啓発等休業（岐阜県職員の自己啓発等休業に関する条例（平成二十四年岐阜県条例第二号）第十一条第二項の規定により読み替えて適用される条例第七条第四項に規定する場合に該当するものを除く）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年四月一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第六号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年岐阜県人事委員会規則第十号）の一部

を次のように改正する。

別表第一事務局の項中「管理調整担当」を「管理調整係」に、「秘書担当の課長補佐」を「秘書係の課長補佐及び係長」に改め、「当該課長補佐」の下に「又は係長」を加え、「当該担当」を「当該係」に改める。

別表第二本庁の項中「課長」の下に「原子力防災室長」を加え、「移住・定住対策監」を「消費生活対策監」に改め、「県立病院・看護大学法人企画監」を削り、「間伐材流通対策監」を「森林経営対策監」に改め、「技術管理監」の下に「リニア推進対策監」を加え、「県営水道企画監」を「県営水道経営企画監」に改め、「学校連携企画監」の下に「地域対策監」を加え、「大会運営企画監」を削り、「秘書課の課長補佐及び主査」を「秘書課の課長補佐、係長及び主査、行政管理課の課長補佐、係長、主査及び主任」に、「管理調整の事務を担当する課長補佐」を「管理調整の事務を担当する係長（当該係長）に改め、「財政課の課長補佐」及び「人事課の課長補佐」の下に「係長」を加え、「法令審査の事務を担当する課長補佐（当該課長補佐）を「法令審査の事務を担当する係長（当該係長）に改め、「行政改革課の課長補佐、主査及び主任」を削り、「職員厚生課の課長補佐」の下に「係長」を加え、「庁舎管理の事務を担当する課長補佐（当該課長補佐）」を「庁舎管理の事務を担当する係長（当該係長）に改め、「認定の事務を担当する課長補佐」、「総合政策の事務を担当する課長補佐」及び「ネットワーク推進の事務を担当する課長補佐」の下に「係長」を加え、「審査の事務を担当する課長補佐」を「審査の事務を担当する係長（当該係長）に、「政策企画の事務を担当する課長補佐」を「政策企画の事務を担当する係長（当該係長）」に改め、同表振興局の項中「東濃振興局産業労働課長及び」を削り、同表保健所の項中「副所長」を削り、同表中

主任部長研究員、管理監、部長研究員、課長

に改め、同表東京事務所の項を

試験研究

建築事務所	所長
試験研究機関	所長

建築事務所

削り、同表職員研修所の項中「所長」の下に「管理監」を加え、同表中

機関	所長、主任部長研究員、管理監、部長研究員、総務課長
ター	所長

東京事務

所 所長、課長、企業誘致監

に改め、同表看

護専門学校等の項中「総務課長」を「主幹」に改め、同表希望が丘学園の項中「発達障害者支援センター長」の下に「児童発達支援センター長」を加え、同表中

センター	所長	わかあゆ
学園	園長	女性相談

センター	所長	に改め、同表中
学園	園長	

情報科学芸術大学院大学の項を削り、同表中

木工芸術スクール	校長
木工芸術スクール	校長
情報科学芸術大学	学長、事務局長、
院大学	センター長、管理監
旅券センター	所長

研究科長、図書館長、産業文化研究センター、課長

に改め、同表東部広域水道事務所の項中「川

合浄水場長」を「管理監、場長」に改める。

別表第三事務局の部本庁の項中「予算担当及び教職員課の健康管理担当の課長補佐(当該課長補佐が置かれない場合にあつては、当該担当の上司の主査)並びに教育総務課の管理調整担当の課長補佐、主査、主任及び主事、教職員課の小中学校担当及び高等学校担当の課長補佐、主査、管理主事、主任及び主事、給与担当及び免許・公務災害担当の課長補佐(当該課長補佐が置かれない場合にあつては、当該担当の上司の主査)」を「管理調整係長、管理調整係の人事を担当する主査、主任及び主事、政策企画係長、予算係長、教職員課の小中学校係及び高等学校係の課長補佐並びに管理主事、給与係長、免許・公務災害係長及び健康管理係長」に改め、同部教育事務局の項中「学校人事担当」を「学校人事係」に改め、同表特別支援学校の部中「部主事」の下に「管理課」を「事務部長」の下に「学校事務主幹」を加え、同表国際情報科学芸術アカデミーの部を削る。

別表第五事務局の項中「管理調整担当」を「管理調整係」に、「課長補佐」を「係長」に、「課長担当」を「当該係」に改める。
別表第六事務局の項中「課長補佐」の下に「係長」を加える。
別表第七事務局の項中「審査調整担当」を「審査調整係」に、「課長補佐」を「係長」に、「課長担当」を「当該係」に改める。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十四年四月一日

岐阜県人事委員会
委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第七号

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則(昭和四十五年岐阜県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第十三条第三項中「獣医師及び」を「薬剤師、獣医師及び」に、「獣医師」を「薬剤師又は獣医師」に改める。

第三十二条中「第三項及び」を「第三項」に改め、「第八条」の下に「及び岐阜県職員の自己啓発等休業に関する条例(平成二十四年岐阜県条例第一号)第十条」を加える。
第四十二条第一項中「若しくは大学院修学休業」の下に「(教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十六条の規定による大学院修学休業をいう。以下同じ。)」を加える。

別表第一一の表四級の項第一号中「課長補佐の職務」を「課長補佐又は係長の職務」に改める。

別表第二一の表薬剤師の部大学卒の項の次に次のように加える。

大学6卒	0	2	2	3	別に定め る	別に定め る
------	---	---	---	---	-----------	-----------

別表第二一の表備考を次のように改める。

備考

- 1 薬剤師、獣医師、栄養士、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科理工士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師にこの表を適用する場合におけるこれらの職員の経年数は、それぞれその免許を取得した時以後のものとする。ただし、人事委員会が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。
- 2 薬剤師法の一部を改正する法律(平成16年法律第134号)附則第3条の規定に基づき薬剤師国家試験を受けて薬剤師となつた者に対するこの表の適用については、「大学6卒」の区分によるものとする。

別表第三一の表四級の項第三号を次のように改める。

- (1) 学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了
- (2) 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格

別表第三一の表四級の項第一号中「獣医学」を「薬学若しくは獣医学」に改め、同表六の項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

別表第六りの表薬剤師の部大学卒の項の前に次のように加える。

大学6卒
2級17号給

別表第七イの表中

58
58
58
59
59
59
59
60
60
60
60
60
61

57
58
58
58
58
59
59
59
60
60

別表第七ハの表中

52
52
52
53
53
54
54
55
55
55
56

56
56
57
57
57
57
58
58
58
58
59
59
59
59
60

52
53
53
53
54
54
54
55
55
55
56
56
56
57
57

57
58
58
58
59
59
59

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年四月一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第八号

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則（平成十八年岐阜県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二十一項を附則第二十二項とし、附則第十七項から附則第二十項までを一項ずつ繰り下げ、附則第十六項の次に次の一項を加える。

（平成二十五年一月一日における一般職員の昇給の号給数等）

17 第六項から第十一項までの規定は、平成二十五年一月一日における一般職員の昇給について準用する。この場合において、第六項中「平成十九年一月一日」とあるのは「平成二十五年一月一日」と、同項第一号中「切替日前」とあるのは「平成二十四年一月一日（以下「基準日」という。）前」と、「切替日後」とあるのは「基準日後」と、「数から一を減じて得た数に相当する号給数」とあるのは「号給数」と、同項第二号中「平成十八年十二月三十一日」とあるのは「平成二十四年十二月三十一日」と、第九項中「切替日から平成十八年十二月三十一日」とあるのは「基準日から平成二十四年十二月三十一日」と、第十項中「平成十九年一月一日」とあるのは「平成二十五年一月一日」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年四月一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第九号

岐阜県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則（平成十四年岐阜県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表条例第二号第一項第一号に該当する公益的法人等の項中「財団法人岐阜県国際交流センター（平成元年三月三十一日に財団法人岐阜県国際交流センターという名称で設

立された法人をいう。)を「公益財団法人岐阜県国際交流センター」に改め、同表条例

第二条第一項第二号に該当する公益的法人等の項中「日本赤十字社」を「日本赤十字社
地方公共団体

金融機構」に改め、同表に次のように加える。

条例第二条第一項第四号 財団法人地域創造（平成六年九月三十日に財団法人地
域創造という名称で設立された法人をいう。）

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県職員の留学費用の償還に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公
布する。

平成二十四年四月一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第十号

岐阜県職員の留学費用の償還に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員の留学費用の償還に関する条例施行規則（平成十九年岐阜県人事委員会規
則第十八号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「第三条第三項第一号」を「第三条第三項第二号」に改める。
附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県職員の自己啓発等休業に関する条例施行規則をここに公布する。

平成二十四年四月一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第十一号

岐阜県職員の自己啓発等休業に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、岐阜県職員の自己啓発等休業に関する条例（平成二十四年岐阜県
条例第二号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合）

第二条 条例第三条の人事委員会規則で定める場合は、学校教育法（昭和二十二年法律
第二十六号）第九十七条に規定する大学院の課程（同法第四百四条第四項第二号の規定
によりこれに相当する教育を行うものとして認められたものを含む。）又はこれに相
当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）の課程であつて、その修業年限
が二年を超え、三年を超えないものに在学してその課程を履修する場合とする。

（自己啓発等休業の承認の申請手続）

第三条 自己啓発等休業の承認の申請は、自己啓発等休業承認申請書（別記様式）によ
り、自己啓発等休業を始めようとする日の一月前までに行うものとする。

2 任命権者は、前項の申請をした職員に対して、当該申請について確認するため必要
な書類の提出を求めることができる。

（自己啓発等休業の期間の延長の申請手続）

第四条 前条の規定は、自己啓発等休業の期間の延長の申請について準用する。

（職務復帰）

第五条 自己啓発等休業の期間が満了したとき又は自己啓発等休業の承認が取り消され
たときは、当該自己啓発等休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。

（職務に復帰した場合における号給の調整）

第六条 自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合における号給の調整について
は、人事委員会の定めるところによる。

（在職期間から除算する期間の特例）

第七条 条例第十一条第二項の規定により読み替えて適用される岐阜県職員退職手当条
例（昭和二十八年岐阜県条例第四十一号。以下「退職手当条例」という。）第七条第
四項の人事委員会規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 自己啓発等休業の期間中の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第
二十六条の五第一項に規定する大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が、その

成果によって当該自己啓発等休業の期間の終了後においても公務の能率的な運営に特に資することが見込まれるものとして任命権者が認めたものであること。

二 自己啓発等休業の期間中の行為を原因として地方公務員法第二十九条の規定による懲戒処分（懲戒免職の処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けていないこと。

三 自己啓発等休業の期間の末日の翌日から起算した職員としての在職期間（退職手当条例第七条第五項、第八条第一項及び第八条の二第一項の規定により職員としての引き続いた在職期間を含むもの）とされる期間を含む。）が五年に達するまでの期間中に退職したものではないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

イ 通勤（退職手当条例第四条第二項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による負傷若しくは病気（以下「傷病」という。）若しくは死亡により退職した場合又は退職手当条例第五条第一項に規定する公務上の傷病若しくは死亡により退職した場合

ロ 地方公務員法第二十八条の二第一項の規定により退職した場合（同法第二十八条の三第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限の到来により退職した場合を含む。）

ハ 退職手当条例第十九条の規定に該当して退職した場合

2 前項第三号の職員としての在職期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

一 地方公務員法第二十八条第二項の規定による休職の期間（通勤による傷病又は退職手当条例第五条第一項に規定する公務上の傷病により地方公務員法第二十八条第二項第一号に掲げる事由に該当して休職にされた場合における当該休職の期間を除く。）

二 地方公務員法第二十九条の規定による停職の期間

三 地方公務員法第五十五条の二第一項ただし書の規定により職員団体の業務に専ら従事した期間又は地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第六条第一項ただし書の規定により労働組合の業務に専ら従事した期間

四 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百十号）第二条第一項の規定による育児休業をした期間

五 自己啓発等休業をした期間

六 前各号に掲げる期間に準ずる期間

（雑則）

第八条 この規則の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式(第 3 条関係)

自己啓発等休業承認申請書

年 月 日

(任命権者) _____ 様

申請者 所属名 _____
職 名 _____
氏 名 _____ 印

次のとおり自己啓発等休業(期間の延長)を申請します。

1 申請の区分	自己啓発等休業(2 及び 3 に記入) 期間の延長(2 及び 4 に記入)				
2 自己啓発等 休業の内容	大学等課程の履修	大学等の名称 (所在地)	()		
		課 程 (修業年限)	()		
		修学の期間	年 月 日から	年 月 日まで	
	国際貢献活動	活動組織			
		活動国・地域		活動分野	
		活動期間	国内訓練	年 月 日から	年 月 日まで
活動国滞在	年 月 日から		年 月 日まで		
3 申請期間	年 月 日から 年 月 日まで				
4 延長の期間	年 月 日から 年 月 日まで				
既に自己啓発等休業をしている期間	年 月 日から 年 月 日まで				
5 備考					

注 1 この申請書には、次の内容が確認できる書類を添付すること。

- (1) 大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容及び期間
- (2) (1)の内容に関する照会先
- 2 「修学の期間」欄には、大学等の課程に在学して履修しようとする期間を記入すること。
- 3 「活動組織」欄には、「青年海外協力隊」、「シニア海外ボランティア」、「国連ボランティア」等を記入すること。
- 4 「国内訓練」欄には、例えば、独立行政法人国際協力機構が行う派遣前訓練等の準備行為に参加する期間を記入すること。
- 5 「5 備考」欄には、以前に自己啓発等休業をしている場合における当該自己啓発等休業の内容(大学等課程の履修又は国際貢献活動の別、休業期間)、自己啓発等休業の期間を延長する場合における当該自己啓発等休業の期間の延長を申請する理由その他任命権者が承認の可否を判断するに当たって必要と思われる事項を記入すること。
- 6 該当する にはレ印を記入すること。

平成二十四年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社